

令和7年度第1回都市経営会議 令和7年（2025年）5月2日（金）開催

1 令和7年度補正予算について（価格高騰重点支援給付金給付事業）

【提 案】 企画経営部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 昨年実施した、定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付（調整給付）に関する補正予算となっているが、令和6年所得等を基に対象者を抽出しており、当該対象者に対して給付のための通知をするという認識でよいのか。

⇒ 国は、令和5年所得等を基に令和6年分の推計所得税額を算出する方法を認めており、第1回の対象者のデータ抽出は終わっている。

しかし、令和6年分の所得税と定額減税の実績額の確定後に、本来給付すべき額と、当初の調整給付額との間で差額が生じた方に、引き続き不足額の給付を行う必要があるため、今後、対象者を確定させ、順次給付作業に入っていくことになる。

- ・ 昨年度から事業スキームが分かっている中で、事業費約8,000万円のうち、約6,000万円ものシステム改修費とコールセンター業務費は必要なのか。追加支給の割には事務費が大きいように思う。

⇒ システムについては、サーバーOSの保守期限が切れるため、既存のものが使えないのが1つの理由である。そのため、システム開発等業務委託料の中には、市で使用している統合サーバーにシステムごと移管するための作業費も含まれている。

- ・ 国の事業として実施せざるを得ないものの、コールセンター業務費が高額であるため、質問等にもしっかりと対応できるようにしていただきたい。

2 令和7年度補正予算について

【提 案】 企画経営部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 債務負担行為になるが、今回の予算の中で、公共施設（建築物）包括管理業務委託に関する補正額が大きいこと、また、今後の方向性に関する共通認識を持っていただくために補足説明をさせていただく。

一般会計・特別会計の両方で予算を計上しており、総額27億1,838万4,000円、5か年で契約する運びである。業務開始は令和8年度を予定しており、今年度は準備段階として、債務負担行為を取り、事業者を決めていくことに注力したい。

現在、各所管課に、施設ごとの保守点検や130万円以下の修繕業務を担っていたが、これを一括して包括管理事業者へ委託する、大きくはそのような内容である。

ただし、指定管理施設や貸与施設、区分所有となっている施設については、サウンディング調査や先行して包括管理業務を行っている明石市や芦屋市などの事例も踏まえ、一旦対象から除外している。そのため、全体では約 270 施設であるが、今回対象とするのは 173 施設、うち、市直営施設は 102 施設である。

なお、先程、指定管理施設は対象から除外していると説明したが、71 の指定管理施設のうち、消防設備や建物設備の法定点検を指定管理者が担っていない場合は、今回の委託の中で実施しようとしている。

直営施設については、保守点検や 130 万円以下の修繕業務、巡回点検なども行うため、不具合が発生した際に包括管理事業者と連絡が入り、軽微な修繕であれば、その場で対応が可能なケースもあるかもしれない。そのため、今まで以上に迅速に対応できるようになるほか、品質も保てるように思う。

また、各所管課には、施設管理者としての点検を毎年依頼しているものの、事務職しかいない職場であれば、どこを見たら良いのか分かりにくい場合もある。今回の委託により、技術的な部分を事業者が請け負うことで、管理者の負担も少し軽減できると思う。いきなり人を減らすわけにいかないが、将来的に見て、管理に要する時間は軽減されていくため、人の問題も含めて考えていかなければならない。

今回の予算には、保守点検や修繕業務に関する費用のほか、業務をトータルでマネジメントするための費用が必要になるため、他市の事例を参考に、保守点検と修繕業務費の 22%にあたる金額をマネジメント費として計上している。マネジメント費については今後、実績を見ながら下げていくことも可能であるほか、修繕費についても、一括管理することで削減できるのではないかと考えている。

一方で、この数年、物価が高騰しているため、サウンディング調査の結果も踏まえて約 3%の物価上昇を見込んでいる。

なお、委託期間中の施設の増減については、随時対応可能と考えており、債務負担行為の範囲内で適正・適切に予算執行していきたい。

最後に、予算の中には学校施設の点検も含まれている。現在、教育委員会事務局に施設課があるが、来年度に向けては、お金の問題、組織の問題、人の問題も上手くまとめながら業務に着手していきたい。

- ・ 今後、市内の施設を統合しながら経営していく可能性もあるかもしれない。委託期間中の施設の追加や閉館等による削減には対応できるのか。
- ⇒ 対応可能と考えている。ただし、点検や修繕等に要する経費は管理する施設が減れば支出額も減るが、マネジメントする者の人件費については、管理する施設が 1 施設減ったところで減るものではない。
- ・ 債務負担を取った上で、物価上昇も見ると説明があったが、どのような契約になるのか。
- ⇒ 5 年契約し、予算上は 3%の物価上昇を見込んでいるため、その範囲内に収まる場合

は変更契約を行わず、それを超える場合は協議により変更契約する考えである。

- ・ 肉付予算で減額というのは珍しい。先程の説明では二重計上もあることだったが、実際の規模はどの程度になるのか。
- ⇒ 肉付予算については、歳出が3億9,600万円余であり、歳入充当後に必要な一般財源は1億7,900万円余となっている。基金の充当変更や市長の給料減額などがあるため、最終的に財政調整基金の取り崩しは3,194万9,000円となった。
- ・ 弁護士職員は引き続き任用する予定か。日々の業務の中で法律的に相談することが増え、非常に助かっていたこともあり質問した次第である。
- ⇒ 任用は継続するが、人件費から執行するため補正予算には含まれていない。
- ⇒ 弁護士会に依頼し、なるべく早くとは思っている。しかしながら、弁護士という職業柄、引く手数多であるため、もう少しお待ちいただきたい。
- ・ 補足になるが、財政調整基金の残高は当初予算後で39億2,000万円余である。財政規律上、標準財政規模の10%程度の確保をうたっているため、48億程度残したいところであるが、10%を切っている。各部局においては日々の予算執行についても厳しく精査いただくようお願いする。

3 令和7年度宝塚市下水道事業会計補正予算（第1号）について

【提 案】 上下水道局

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 星の荘地区は、令和2年の7月豪雨で道路冠水や床下浸水が生じたほか、令和6年11月にも大雨で道路が冠水するなどし、水害危険予想箇所に指定されている。これまでも雨水浸水対策工事が行われてきたと思うが、今回の補正予算で実施しようとしている事業の内容を、工事の完了時期と併せて教えていただきたい。

⇒ 星の荘地区は低地帯であり冠水しやすい地区であった。そのため、同じ大堀川流域の向月町・鶴の荘地区を加えた浸水対策の一環として、令和5年度から雨水浸水対策事業を実施している。令和5年度には既存水路の流下能力を上げる工事を、令和6年度には、特に冠水しやすい長尾線から北のエリアにバイパス管を敷設した。3工区目にあたる令和7年度からは、工事予定箇所である安倉財産管理組合所有の土地を水路の管理用地として280㎡ほど取得し、そこにバイパス管として、口径800mmの雨水管を約200m敷設する予定である。

事業の完了時期については令和7年度中を目指していたが、土地の購入等が追加で必要となったため、令和8年度中となる見込みである。

- ・ 上流から下流にかけての流下能力を上げるための工事を行った場合、大堀川の下流にあたる鶴の荘や向月町の浸水リスクが高まるのではないか。
- ⇒ 流下能力を上げる工事は大堀川本体ではなく、雨水管の流下能力を上げる工事で

あり、加えて区域内に新たにバイパス管を敷設することで水はけが良くなる。

設計に当たっては、大堀川に負荷をかけないように、シミュレーション解析を実施し、その結果を基に設計を行うなど、技術的な検証は行った上での工事である。

- ・ 安倉財産管理組合については、いわゆる特別地方公共団体の財産区ではない、任意の団体という理解で良いか。

⇒ そのとおりである。土地の所有者は個人が 3 名と聞いている。その方々と担当課で協議を行い、契約締結まで進んでいるところである。

4 専決処分した事件の承認を求めることについて

(宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について)

専決処分した事件の承認を求めることについて

(宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)

【提 案】 企画経営部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

5 宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 企画経営部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ この度の税制改正により、市税収入にどの程度影響があるのか。試算していれば教えてほしい。

⇒ 軽自動車税は税率が同じであるため市税収入への影響はないが、たばこ税は約 1,000 万円の増収を見込んでいる。

6 宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 市民交流部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 基準額が 80 万円から 80 万 9,000 円になることで、対象者が増えると考えたら良いか。その場合、対象者の増加見込みと、それによる市の財政への影響額の試算があれば教えていただきたい。

⇒ 基本的には対象者は同じであり、市の負担額も変わらない。

7 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 総務部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

8 宝塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 総務部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

9 実施計画（令和7年度～令和9年度）の策定について

【提 案】 企画経営部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

10 宝塚市上下水道事業の経営改革に関する検討会の設置について

【提 案】 上下水道局

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 終期の定めがないが、常設するのか。また、水道及び下水道ビジョン 2035 の策定後は、どのような取扱いとするのか。

⇒ 常設で考えている。当面の間は水道及び下水道ビジョン 2035 や経営戦略案の策定が主になるが、今後、上下水道事業の経営のあり方を検討していく上で、料金改定や広域化、組織的なところも提案及び審議できればと考えている。

- ・ 上下水道事業審議会との関係性は。

⇒ 審議会は諮問・答申した上で方向性を決定するが、この度の検討会については、上下水道局と市長部局という庁内での検討を主目的としている。局でプランを作成し、検討会で議論した上で審議会にかけ、答申いただいたものを、最終、都市経営会議で承認いただく流れを想定している。

- ・ 検討会の設置を提案するに至った経緯を説明させていただきたい。昨今、上下水道事業の節目が変わってきている。例えば、下水道事業については現在、概ね 40mm の雨が降っても市内すべての排水のカバーができてきている状態である。それでも浸水が発生する区域の対策工事を現在行っているところであるが、それもあと数年で終わる。対策工事が終われば、次の段階として、60mm 程度の雨に対応できるよう、防災力を高めていかなければならない時代に突入する。ただし、雨水事業は全額、一般会計からの繰り出し対象となっていることもあり、市としてどこまで対策するかは全庁的な問題にな

る。

下水道事業の例を挙げたが、上水道・下水道一体で、市長部局とともに検討を行わなければ物事を決めきれないことが多々あり、市としての優先順位がどこにあるのか、もう少し丁寧な議論をしておくべきだと考えている。検討会については常設で、様々な課題をタイムリーに協議・検討していきたいとの思いがあり、設置の提案に至ったものである。